

(出欠の取扱)

第5条 出欠の取扱いは次のとおりとする。

- (1) やむを得ない理由により欠席する場合は、欠席届(別記第1号)を提出する。
- (2) 以下の理由で欠席する場合は授業に出席したものとする。
 - ① 対外行事に参加する場合
 - ② 短期研修等の場合
 - ③ その他校長が特に認める場合
- (3) 以下の理由で欠席した時数は、授業時数から減じる。
 - ① 忌引きの場合
 - ② 学校保健安全法で定める伝染病の場合
 - ③ 授業中の不慮の事故が原因の場合
- (4) 忌引きは次の日数の範囲とする。

① 父母及び配偶者	10日以内
② 子	7日以内
③ 義父母・祖父母・兄弟姉妹及び孫	5日以内
④ 曾祖父母及び叔父父母など	3日以内

(履修認定)

第6条 授業科目の履修認定は次のとおりとする。

- (1) 授業時数に対する出席時数が、別表2の基準を満たしていること。
- (2) 別表2の基準を満たしていない場合、進級認定会議、卒業認定会議で承認されれば、補修を実施し、履修を認めることができる。

(評価及び単位の修得)

第7条 授業科目の評価は次のとおりとする。

- (1) 評価は定期考査、実技テスト、プロジェクト成果、レポート、ノート、授業・実習態度等をもとに、知識・理解、技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度の4つの観点で、100点満点で行う。
- (2) 100点満点で50点以上の場合、単位の修得を認める。
- (3) 評定は以下のとおりとする。

① 評価が80点以上	「優」
② 評価が65点以上80点未満	「良」
③ 評価が50点以上65点未満	「可」
④ 評価が50点未満	「不可」
- (4) 定期考査は、原則として次の期間内に行う。
 - ① 前期 1,2年 10月上旬から中旬

② 後期 1年 2月中旬から下旬 2年 2月上旬から中旬

(5) 追試験

定期考査を実施する科目で、評価が50点未満だった場合、追試験を実施し、単位の修得を認めることができる。

(6) 再試験

追試験で評価が50点未満だった場合、進級認定会議、卒業認定会議で承認されれば、再試験を実施し、単位の修得を認めることができる。

(進級及び卒業の認定)

第8条 進級及び卒業の認定は、各学年末において、次に掲げる基準を全て満たしている場合に行う。

(1) 共通科目の単位数の90%以上が、履修の認定及び修得の認定がされていること。

(2) 学科別科目の全てが履修の認定及び修得の認定がされていること。

(原級留置)

第9条 第8条の基準を満たすことができなかった場合は、原級に留める。

別表2 出席時数の基準（第6条関係）

科目の種別	授業時数に対する出席時数の割合
講義	80%以上
演習	80%以上
実習	95%以上